

# 国立大学法人愛知教育大学内部統制規程

2019年12月24日  
規程第37号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人愛知教育大学業務方法書（平成16年5月24日文科科学大臣認可）に基づき、国立大学法人愛知教育大学（以下「本学」という。）における内部統制に関する基本的事項を定め、もって法人における業務の有効性及び効率性の向上、法令等の遵守の促進、資産の保全並びに財務報告等の信頼性を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、法人の役員（監事を除く。）及び職員（以下「役職員」という。）に適用する。

(内部統制委員会)

第3条 法人に内部統制委員会を置き、国立大学法人愛知教育大学役員会をもって充てる。

2 内部統制委員会は、内部統制の整備及び運用に関する定期的な状況報告に基づき、必要な改善策を検討する。

(学長の責務)

第4条 学長は、法人の内部統制の整備及び運用に関し、第5条第1項に規定する内部統制担当役員を統括し、その最終責任を負う。

(内部統制担当役員)

第5条 法人に内部統制担当役員（以下「担当役員」という。）を置き、各理事をもって充てる。

2 担当役員は、所掌する業務における内部統制の整備及び運用を推進し、その状況を把握し、定期的に内部統制委員会に報告するものとする。

3 担当役員は、内部統制上の重大な問題が発生した場合又は発生のおそれがある場合には、直ちに学長及び監事に報告し、併せて必要な措置及び再発防止策を講ずるものとする。

4 担当役員は、必要に応じて、内部統制の整備及び運用に関し、職員の意見を聴く機会を設けるものとする。

(事務局長の責務)

第6条 事務局長は、学長及び担当役員と連携し、事務組織における内部統制の整備及び運用に関して、総合調整を行う。

(内部統制推進責任者及び内部統制推進担当者)

第7条 法人に内部統制推進責任者（以下「推進責任者」という。）及び内部統制推進担当者（以下「推進担当者」という。）を置き、部長及び課長をもって充てる。

2 推進責任者は、所掌する組織及び組織の業務に係る内部統制の整備及び運用を推進し、その状況を把握し、定期的に担当役員に報告するものとする。

3 推進担当者は、推進責任者を補佐し、所掌する組織及び組織の業務に係る内部統制に関する業務を処理する。

4 推進責任者及び推進担当者は、内部統制の不備を発見した場合、速やかに是正措置を講じなければならない。

5 推進責任者及び推進担当者は、内部統制上の重大な問題が発生したとき又は発生の報告を受けたときは、直ちに担当役員に報告しなければならない。

(職員の責務)

第8条 職員は、内部統制上の重大な問題が発生した場合、又は役職員の不正若しくは違法行為若しくは内部統制上の著しい不当事実を発見し、若しくは通報があった場合には、推進責任者を通じて、担当役員に報告しなければならない。

2 職員は、前項の規定にかかわらず、必要に応じて、担当役員又は監事に直接報告することができる。

(モニタリング)

第9条 法人の内部統制の有効性を監視するため、次の各号に掲げるモニタリングを行う。

一 日常的モニタリング

二 独立的評価

2 日常的モニタリングは、各業務において役職員の自己点検・評価及び相互牽制により行う。

3 独立的評価は、監事による監査及び監査室による内部監査により行う。

4 監事監査及び内部監査については、国立大学法人愛知教育大学監事監査規程（2004年4月1日規程第142号）及び国立大学法人愛知教育大学内部監査規程（2006年9月11日規程第68号）による。

(懲戒等)

第10条 法人は、役職員がその職務の遂行にあたり、法令及び法人の定める諸規則等に違反する行為を行った場合又はその報告若しくは監督を怠ったことにより法人に重大な損害を及ぼすに至った場合は、役員にあっては国立大学法人法（平成15年法律第112号）第17条、職員にあっては国立大学法人愛知教育大学職員懲戒規程（2004年4月1日規程第14号）に基づき、当該役職員に対し適切な措置を執るものとする。

（規程の改廃）

第11条 この規程の改廃は、あらかじめ監事の意見を聴いた上で、内部統制委員会及び役員会の議を経て行う。

（事務）

第12条 内部統制及び内部統制委員会に関する事務は、総務課が行う。

（雑則）

第13条 この規程に定めるもののほか、内部統制に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、2019年12月24日から施行する。